

日病薬発第2019-67号
2019年6月27日

会員 各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会長 木平 健治
生涯研修委員会
委員長 本間 真人



日本薬剤師研修センター認定
「研修認定薬剤師制度」における本会の対応について

平素より日病薬病院薬学認定薬剤師制度における適切な研修の実施にご協力を賜り御礼申し上げます。

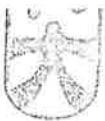
この度、薬剤師認定制度認証機構のプロバイダーである公益財団法人日本薬剤師研修センターより、令和元年6月20日付で「研修受講シールの取り扱いについて」（日薬研発第70号）が通知されました。

これは、本会会員が日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールを日本薬剤師研修センターが認定する「研修認定薬剤師」の認定申請に使用する場合に、受講者が本会に受講証明書の発行を依頼し、本会が証明書を発行することを求めるものです。

この証明書の発行には、本会が隨時、研修会実施機関に受講者の薬剤師免許番号、本会会員番号等の個人情報の提供を求め、受講状況を確認することが必要になります。しかしながら、現在の日病薬病院薬学認定薬剤師制度の運用環境ではその対応が不可能な状況にあります。

そのため、本会では、研修会受講管理システム等のIT環境及び受講者の個人情報の提供に関する環境が整備されるまでの間、当該証明書の発行は見送ることといたしました。

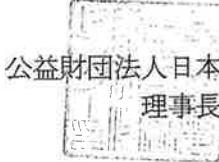
引き続き、日本薬剤師研修センターの単位シール取り扱いに関する動向を注視し、対応を検討していく所存ですが、現状での本会の対応についてご理解くださいますようお願い申し上げます。



写

日薬研発第 70 号
令和元年 6 月 20 日

薬剤師認定制度実施機関の長 様



研修受講シールの取扱いについて

日頃は、当財団の事業をご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

研修受講シールの取扱いに関し、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び保険局医療課長連名通知を以て対策を講ずるよう指示がなされたことから、平成 31 年 4 月 25 日日薬研発第 30 号を以て、当財団の研修実施機関等に対し、研修受講シールの管理等について別添のとおり通知したところです。

薬剤師認定制度認証機構の認証を受けている薬剤師認定制度運営機関の発行する研修受講シールは、当財団への認定申請に際して当財団の研修受講シールと互換性を有するとされていることから、その取扱いの同等性を確保するとともに隘路の発生を防ぐ観点から、令和元年 7 月 1 日以降に貴機関の実施する研修会等において交付される研修受講シールの取扱いを次のとおりといたしましたく、ご理解賜りますようお願い申しあげます。なお、証明文書の例を参考として添付します。

おって、恐縮ですが、本件について受講者への周知をお願いいたします。

記

1. 当財団に対し研修認定薬剤師の認定申請をする場合、貴機関より交付された研修受講シールが研修受講単位として認める条件は、その研修受講シールが申請者本人へ交付された旨を証明する文書（薬剤師認定制度実施機関の発行するものに限る。）の正本が添付されている場合とします。

2. 1 の証明文書は、次の事項が記載され、かつ、発行番号、保証文言、発行年月日及び薬剤師認定制度実施機関名及び代表者名の記載並びにその印章が捺印（印影印刷でも差し支えありません。）されているものとします。なお、証明文書の用紙は A4 判（縦長）とし、研修受講シール 1 枚につき証明文書 1 枚を発行してください。

- ①受講年月日
- ②受講者氏名
- ③受講者の薬剤師免許番号
- ④研修会等の名称
- ⑤取得単位数

3. 1 の証明文書は、研修受講シールの配付時に同時に発行する方法でも、後日請求に応じて発行する方法でも結構です。また、この証明文書を研修受講シールと一体型で作成することも可能ですが、この場合はお手数ですがあらかじめ当財団にご相談ください。

別添

日薬研発第 30 号

平成31年4月25日

各都道府県薬剤師研修協議会会長様

各研修会実施機関の長様

公益財団法人日本薬剤師研修センター

理事長 豊島聰

(捺印省略)

研修会受講者名簿の整備及びその提出並びに研修受講シールの管理について

日頃は、当財団の事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

研修受講シールの取扱いに関し、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び保険局医療課長連名通知を以て対策を講ずるよう指示がなされたことから、平成31年3月4日日薬研発第377号を以て、不正行為の防止等について通知いたしました。その後引き続き、具体的な対応策について検討してきたところですが、今般、電子化までの措置として、下記のとおり取扱うこととし、令和元年7月1日以降に実施する研修会等から適用することとしましたので、ご連絡いたします。なお、この取扱いを遵守できない場合は、研修会実施機関の登録を取消します。

おって、本件にかかるご質問及びその回答は、齟齬を避けるため電子メールによることとし、都道府県薬剤師研修協議会の場合は jpec-soumu@jpec.or.jp あてに、他の研修会実施機関の場合は jpec@jpec.or.jp あてにご送信ください。電話等の口頭での回答やファクシミリによる対応はいたしませんので、ご了知ください。ただし、本取扱いの適用除外、例外措置の適用等は一切行いませんので、それに関わるご質問への回答は致しません。

記

1. 受講者名簿について

(1) 研修会等の開催に当たっては、電子化（マイクロソフト・エクセル使用）した受講者名簿を作成すること。名簿の様式は別添のとおりとし、項目すべてを記載すること。項目の全部又は一部の記載が欠けている受講者に交付した研修受講シールは無効とする。なお、受講者名簿の様式は、当財団のホームページに掲載するものを使用すること。

(2) 受講者名簿はCD-R（ウイルスチェック済のもの）に収納し、研修会終了報告書の提出（研修会等の実施日から起算して2週間以内）と併せて提出すること。その際、受講者名簿を収納したCD-Rは、研修会等の1開催につき1枚を使用するものとする。

(3) e-ラーニングの実施機関の場合は、(2)の受講者名簿の提出は1か月分をまとめて、翌月15日までに、研修会終了報告書とともに提出するものとする。なお、受講者名簿の容量が大きいため、1枚のCD-Rに収納し切れない場合は、別途指示する方法で提出すること。

2. 研修受講シールについて

- (1) 研修受講シールを受領した受講者を特定できるようにするため、当財団が発行する研修受講シールに通し番号を付す。
- (2) 研修受講シールの交付に当たっては、本人確認及び受講状況確認を確実に行うこと。
- (3) 未受講者分の研修受講シールは、受講者名簿に未配付であることを記載したうえ、番号及び枚数を確認して、研修会終了報告書の提出時に併せて返納すること。毀損した受講シールも同様に返却すること。
- (4) 未受講者分の研修受講シールの発生をできるだけ避けるため、都道府県薬剤師研修協議会又は研修会実施機関に対する研修受講シールの送付は必要最小限の枚数とするので、受講人数の予測は可能な限り精緻なものとすること。
- (5) 研修認定薬剤師制度実施要領(以下「実施要領」という。)9(2)ウ及び同実施細則16の規定を廃止する。したがって、実施要領7(1)の手続きを経ていない公共団体の研修会又は学会等への出席による場合の特例的な取扱いは行わないこととなるので、当該研修会又は学会等の出席者は自己研修による場合として研修受講シールを請求することとなる。また、これまでこの規定の適用を受けて研修会又は学会等を開催してきた団体等においては、実施要領7(1)及び実施細則1に規定する手続きを行って、研修会又は学会等を開催すること。
- (6) 令和元年7月以降に開催する研修会等であって、すでに研修受講シールの送付を受けた都道府県薬剤師研修協議会又は研修会実施機関については、研修受講シールの交換を行うので、新たな研修受講シールの送付を受け次第、直ちにすでに送付された研修受講シールを当財団に返納すること。

3. その他

- (1) これまで使用してきた様式の研修受講シール(以下「旧シール」という。)は、令和元年7月1日以降交付することができない。この日以降に交付された旧シールは無効である。
- (2) 研修会等の実施に際し、受講者に対して、氏名及び薬剤師免許番号を含む受講者名簿を「公益財団法人日本薬剤師研修センターに報告すること」を告知すること。
- (3) 研修認定薬剤師制度実施要領(以下「実施要領」という。)9(2)ウ及び同実施細則16の規定の廃止に伴い、今後、都道府県薬剤師研修協議会又は研修実施機関発行の受講証明書に基づく、研修受講シールの交付は行わないもので、留意されたい。
- (4) 薬剤師認定制度認証機構の認証を受けている他の認定機関が発行する研修受講シールの取扱いについては、別途通知する。
- (5) 受領者名簿に記載された個人情報は、法律に基づき開示が義務づけられている等の特別の事情がない限り、本人の事前承諾なしに第三者に開示・提供することはない。

別添

受講者名簿

	研修会受付番号	研修受講シール番号	単位数	受講者名	薬剤師免許番号
1	G01-2019-L-123456	A-000001	1	○○○○	900000
2	G01-2019-L-123456	A-000002	1	△△△△	900001
3	G01-2019-L-123456	A-000003	1	□□□□	900002
4	G01-2019-L-123456	A-000004	1	未配付	
5	G01-2019-L-123456	A-000005	1	未配付	

注1：毀損した研修受講シールも返却すること。

注2：研修受講シール番号欄は、1桁目のアルファベットごと及び単位数ごとにまとめ、番号の若い順に記載すること。

注3：薬剤師免許番号中、「沖」又は「外」の文字は省いて数字のみを記載すること。

注4：この名簿の受講者名欄には、研修受講シールを受領した者を記載すること。

(参考：証明文書の例)

受講証明書

発行番号

- ①受講年月日 2019年7月7日
- ②受講者氏名 ○○○○
- ③受講者の薬剤師免許番号 第950000号
- ④研修会等の名称 △に関する研修会
- ⑤取得単位数 3 単位

上記のとおり相違ないことを証明する。

2019年7月10日

認定制度実施機関名

代表者役職名

代表

代表者 印

捺印又は印影印刷

注意事項： この受講証明書は正本を提出してください。写しの提出は無効です。